

2023年（令和5年）9月7日

株式会社福邦銀行 御中

適格消費者団体特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0206 金沢市北寺町へ9番地3

TEL:076-254-6733 Fax:076-254-6744

E-mail:info@csnet-ishikawa.com

（連絡先）内田清隆法律事務所

弁護士 渡辺 教磨

〒920-0912 金沢市大手町7番13号

TEL:076-222-3730 Fax:076-222-3731

## 申入書

当法人は、平成29年5月15日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法（以下「法」といいます。）第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

今般、当法人は、貴行に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申入れ致します。つきましては、本申入れに対する貴行のご対応について、本書面到達後1か月以内に文書にてご回答くださいますようお願い致します。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴行からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

### 第1 申入れの趣旨

1 当法人は、貴行の「総合口座取引規定」第9条第1項第2号（以下「本件規定」とします。）の相続開始時の期限の利益の喪失条項を検討した結果、本件規定は法第10条に抵触し無効であると考えます。

そのため、貴行に対し、速やかに本件規定を削除するように求めます。

## 第2 申し入れの理由

### 1 本件規定の内容

- (1) 貴行が総合口座を利用する預金者との間の預金契約には「総合口座取引規定」が適用されます。そして、同規定第6条は、定期預金を担保とした当座貸越、すなわち預金者が貴行より金銭を借り受けることができる旨規定しております。

当座貸越の返済期限について、同規定第9条1項にて、以下のとおり、即時の支払をしなければならない場合を規定しています。

#### 9. (即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。

- ①支払いの停止または破産、再生手続開始の申立があったとき
- ②相続の開始があったとき
- ③第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
- ④住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき

当座貸越は、預金契約が継続する限り、返済期限というものは到来しませんが、敢えて言えば、同規定第9条第1項第3号が「極度額をこえたまま6か月を経過したとき」に貸越元利金等の支払をしなければならない、つまり、元利金等残高が極度額以内になるように6か月以内に返済しなければならない旨規定しており、これが返済期限といえます。

他方、当法人が削除を求める同規定第9条第1項第2号は、「相続の開始があったとき」には、それだけで、債務者は、期限の利益を失い、直ちに全額返還する旨を定めております。

### 2 本件規定の問題点

#### (1) 消費者契約法上の規定

法第10条には、「・・・その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と定められています。

#### (2) 前段該当性について

ア 民法第896条には「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財

産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。」と定められている一方、期限の利益について定めた民法第136条、第137条には相続は期限の利益喪失事由として定められておりません。つまり、被相続人の貸越元利金等返済債務を相続人が相続する場合、民法によれば、期限の利益のある債務として相続されます。

イ ところが、本件条項はいずれも、相続の開始があった場合には、相続人は、貴行からの通知等がなくとも一律に期限の利益を喪失し、直ちに一括返済する義務を負うという条項であり、民法896条に比して消費者（相続人）の権利を制限し、かつ消費者（相続人）の義務を加重する規定であることは明らかです。

### (3) 後段該当性について

ア 本件条項が適用された場合、期限の利益を失った相続人は、定期預金を解約して、相続債務を一括返済することとなります。また、相続人は、債務不履行に対する損害金として、年14%の割合による損害金を支払う義務を負います（同規定第8条第3項）。

このように、相続人は、自己の意向にかかわらず定期預金契約を解約され、その上、高率の損害金を支払うことになる財産上の不利益を被ることとなります。

イ 一方、貴行は、自行を預入先とする定期預金を担保にとっていることから、被相続人が死亡し、当座貸越債務が相続人に移転したとしても、回収不能となるリスクを負いません。

ウ 以上のように、相続の開始という事由のみで期限の利益を一律に失わせ、直ちに債務の履行を求めることを可能とする本件条項は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する規定というべきです。

(4) したがって、本件条項は、法第10条に反した規定であり無効になるものと考えます。

## 3 結語

以上のとおり、当法人は、貴行に対し、本件条項の利用を速やかに停止するか、又は、本件条項を法第10条に適合する形で改められることを求める旨、申し入れ致します。

### 第3 おわりに

以上のとおり、申入れ致しますので、申入れの趣旨記載のとおりご対応ください。また、対応状況について、本書到達日から1カ月以内にご連絡お願い致します。なお、万が一、期限内になんらご回答が無い場合や真摯なご対応を頂けない場合には、やむをえず、法41条に基づく差止請求を経て、訴訟手続きに移行する場合がございますことにご留意ください。

以 上